

【お知らせ】～新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえて～ 受給者証等の有効期限経過後に受付される更新申請の取扱い

※ 特定医療費支給認定（更新）申請書を既に提出された方は、不要の情報となります。
東京都からの受給者証等または審査結果のお知らせの発送をお待ちください。

特定医療費（指定難病）受給者証及びマル都医療券（以下、「受給者証等」という。）は、通常、受給者証等の有効期限経過後に更新申請が受付され認定となった場合は、受給者証等の有効期間開始は更新申請受付日からとなります（有効期間満了の翌日から更新申請受付の前日までの期間については、助成を受けられません）。

しかし、新型コロナウイルス感染症の影響により、緊急事態宣言中、又はまん延防止等重点措置中、さらにはその解除以降においても受給者様が医療機関を受診できず、臨床調査個人票を円滑に取得できないことが想定されます。そのため、東京都では、受給者証等の有効期限が経過した後に特定医療費支給認定（更新）申請を受付した場合の取扱いを下記のとおりといたします。

なお、このお知らせにおいて「緊急事態宣言」や「まん延防止等重点措置」とは、対象地域に東京都を含むものを言います。

1 対象となる方

受給者証等の有効期限が令和4年1月31日の方（2月更新）、令和4年2月28日の方（3月更新）及び令和4年3月31日の方（4月更新）で、特定医療費支給認定（更新）申請書を未提出の方。

2 取扱い内容

令和4年4月30日までに更新申請手続きを行い、認定となった際は、助成期間に空白を設けない受給者証等を交付します。

3 注意点（受給者証等の有効期限経過後に支払う医療費について）

認定の場合、通常、更新申請手続きした日から受給者証等がお手元に届くまで、約3か月かかります。延長された申請期限までに申請手続きいただいた場合も、現在お持ちの受給者証等の有効期限が切れてから、更新後の受給者証等がお手元に届くまでの間にかかった医療費は、いったん立て替えてお支払いいただき、後日還付請求していただくこととなります。還付請求手続きに必要な書類を医療機関等で証明いただく際にかかる費用は助成対象とはなりません（すべて自己負担となります。）。

4 還付請求方法（受給者証等の有効期限経過後に支払う医療費について）

立て替えた医療費については、受給者証等をお受け取りになった後、東京都へ還付請求の申請を行うことにより支給されます。還付請求手続の詳細は、東京都のホームページをご確認いただくか、下記へお問い合わせください。

（還付請求に関する問合せ先）

東京都福祉保健局保健政策部医療助成課 電話番号：03-5320-4454

（URL）<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryo/josei/tukaikata.html>

（東京都福祉保健局ホームページ > 医療・保健 > 医療助成 > 【受給者の方向け】難病・小児慢性特定疾病医療受給者証、マル都医療券の使い方について）

東京都 難病 支給申請 使い方

検索

5 緊急事態宣言等が再延長された場合の取扱い

東京都を対象地域とした緊急事態宣言等が再延長された場合は、認定となった際の助成期間に空白を設けない申請期限を、緊急事態宣言等の通算期間（※）により、1か月を単位に延長します。

さらに緊急事態宣言等が延長された場合も、同様の考え方で申請期限を延長します。

ただし、更新月ごとに**最大6か月を延長の限度**とします。

また、本取扱いは、緊急事態宣言等の発令を受けた特例的な取扱いです。緊急事態宣言等が終了すれば、本取扱いも終了となります。

■ 助成期間に空白を設けない申請期限

受給者証等の有効期限	現時点 <u>（緊急事態宣言等の最終日が3月21日までの場合）</u>	緊急事態宣言等が3月22日から通算して1日～30日間延長された場合（緊急事態宣言等の最終日が3月22日から4月20日までの場合）
1月31日	4月30日	5月31日
2月28日	4月30日	5月31日
3月31日	4月30日	5月31日
4月30日	-	5月31日

〈参考〉上記の通算期間の整理（※）

令和4年1月21日以降の緊急事態宣言等の発令期間

- ・令和4年1月21日～令和4年2月13日 ← 24日
- ・令和4年2月14日～令和4年3月6日 ← 21日【通算期間1か月と15日】

6 最新の情報について

最新の情報については、下記までお問合せいただくか、東京都のホームページでご確認ください。
（「東京都難病ポータルサイト」の「難病医療費助成」）

東京都 難病

検索

(URL) <https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/iryo/nanbyo/portal/seido/index.html>

(東京都福祉保健局 > 医療・保健 > 難病患者・被爆者の支援 > 難病ポータルサイト > 難病医療費助成制度)

～補足～

本取扱いは、あくまでも東京都の難病等医療費助成制度に係るものです。他制度（難病福祉手当等）の実施内容についてのご質問は、各制度の実施者（区市町村等）にご確認ください。

【問合せ先】

東京都福祉保健局 保健政策部 疾病対策課 難病認定担当 電話番号：03-5320-4004